

変更後の氏名での卒業証明書や学位記の発行について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2021年3月24日）

博士後期課程在学中に氏名を変更したため、変更後の氏名での卒業証明書（学部・修士）の発行を出身学部・研究科の教務に願い出たところ、理由書の提出を求められました。理由について各学部・研究科で審議され、その結果によっては発行できない可能性があるかと伝えられています。

認められなかった場合は、証明書の提出先に戸籍謄本を出すように促されたのですが、氏名変更の事実を相手方に知られてしまうこととなります。

選択的夫婦別姓が認められていなかったり、様々な事情で氏名を変更する人がいたりする中で、こういった対応は人権侵害に当たるのではないのでしょうか。

実際、東京大学や一橋大学では、変更後の氏名での卒業証明書の発行が可能です。京都大学でも変更後の氏名での卒業証明書や学位記の発行ができるよう、速やかにご対応いただきますよう何卒よろしく願いいたします。

【回答】（回答日：2021年4月23日）

（回答部署：教育推進・学生支援部教務企画課）

本学では、卒業や退学等で非在籍となった後も在籍当時の氏名を学部・研究科が課程ごとに管理していることから、博士後期課程在学中に氏名を変更したことにより、すでに卒業等をされた修士課程及び学士課程の氏名まで変更されるのではなく、氏名変更が必要な場合はそれぞれの課程の教務窓口で手続きをしていただくこととなります。

氏名変更の事実を相手方に知られてしまうことで不利益があるということでしたら、出身学部・研究科の教務窓口にご事情を説明ください。認められた場合は変更後の氏名による証明書を発行いたします。

お手数をお掛けすることになりますが、御理解の程よろしく願いいたします。